

いきいき長寿 TRYぶじんVII



東大阪市 第7次 高齢者保健福祉計画
東大阪市 第6期 介護保険事業計画

〈概要版〉



2015年 - 2017年
東大阪市

計画の位置づけ

法令などの根拠

- 「高齢者福祉計画」は、老人福祉法(昭和38年法律第133号、平成20年一部改正)第20条の8の規定に基づき、策定するものです。老人保健法が平成20年4月1日で「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され老人保健計画策定の義務はなくなりましたが、本計画には、従来からの老人保健事業の内容を盛り込み、また、「健康トライ21」の考え方をふまえて、計画名を高齢者保健福祉計画として策定します。
- 「介護保険事業計画」は、介護保険法(平成9年法律第123号、平成20年一部改正)第117条の規定に基づき、策定するものです。

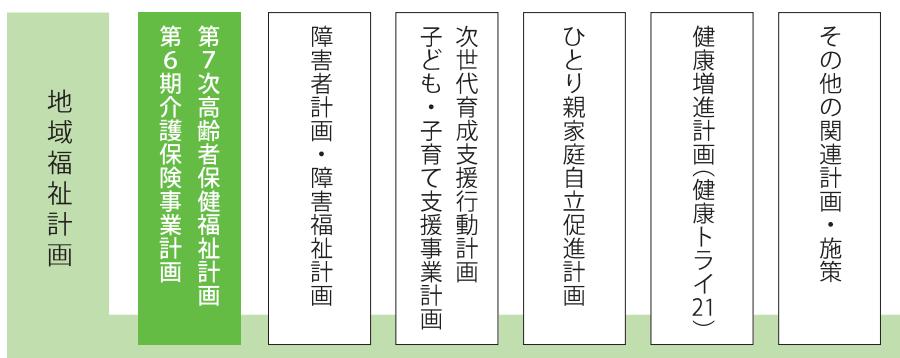
計画の性格

- 第6期計画以後の計画は、第5期計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携などの取組みを本格化していくものとして後期高齢者数がピークを迎える2025年を見据え、「東大阪市第6次高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」の後継計画として、理念や考え方を引き継いで策定するものです。
- 「高齢者保健福祉計画」は、本市における高齢者の保健福祉に関する施策全般にわたる計画であり、高齢者に対する保健・福祉事業における総合的な計画です。
- 「介護保険事業計画」は、高齢者保健福祉計画のうち、介護・支援を必要とする高齢者及び要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対する部分など、介護保険事業において実施する施策を担う計画です。

上位計画・関連計画との関係

- 本計画は、本市の総合的な行政運営の方針を示した東大阪市第2次総合計画を上位計画とし、その方針に沿って策定されるものです。また、東大阪市第4期地域福祉計画をはじめ、高齢者保健福祉に関連する他分野の計画との整合を図りながら策定するものとします。

東大阪市第2次総合計画(平成15～32年)



介護保険制度の改正等をふまえ、重点的に取り組むべき課題を「重点施策」

重点施策1 地域包括ケアシステムの構築

『心豊かに安心して暮らすことのできる成熟した高齢社会』を実現するため、

日常圏域ごとの地域包括ケアシステムを構築していきます。

○地域包括ケアシステムの構築に向けた取組み

いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを一体的に展開する「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。特に第6期計画においては、「要援護高齢者を地域で支えていく」ために、医療との連携、互助の取組みである地域における支え合い活動の推進について、また、「元気な高齢者がいつまでも元気で、地域の一員として活躍できる」ために、健康づくりや身近で介護予防に取組むことのできる環境整備について重点的に取組みます。

○新たな地域支援事業の取組み

介護保険制度改革により、介護予防事業においては新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されます。また、包括的支援事業においては、新たに「医療・介護連携事業」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備」が追加されることとなり、これまでの「総合相談支援」「権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント」とで6つの事業に再編成されます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」については平成29年4月までに、「医療・介護連携事業」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備」については平成30年4月までに実施できるよう準備を進めていきます。

医療と介護の連携

医療ニーズの高い高齢者を在宅で支えるため、改正介護保険法において、新たに地域支援事業の中に「在宅医療・介護連携推進事業」が位置づけられました。

入院による急性期の治療から、リハビリテーションを含めた退院後の在宅療養に円滑に移行し、切れ目なく適切な医療・介護サービスを提供できるよう、医療と介護の連携のしくみを構築していきます。

地域包括支援センターの機能強化

今後さらに高齢化が進むことを踏まえ、地域包括ケアの中核機関としての役割を十分担えるよう、包括的支援事業や地域介護予防推進事業などを積極的に進めるとともに、地域住民や関係機関とのネットワークをより強化していきます。

